

# 『歴史都市防災論文集』査読要領

## 1. 査読の目的

査読は投稿論文が『歴史都市防災論文集』に掲載される論文としてふさわしいものであるかどうかの判定資料を得るためにおこないます。編集委員会は各投稿論文について論文担当者を決めます。論文担当者は専門分野の2名の査読員に下記方法での査読を依頼します。編集委員会は査読員の意見を元に査読報告書を作成します。明らかに不適切な査読意見があれば、編集委員会と論文担当者の判断で文言を修正する場合があります。著者が査読報告書に基づき最終原稿を投稿した後、論文担当者は最終原稿を点検し、最終的な論文掲載可否を判定します。

査読員は査読にともなって見出された疑義や不明な事項について修正を求めることができますが、その場合においても、論文の内容に関する責任の一切は著者が負うべきものであり、査読員の責任が問われるものではありません。各投稿論文に対する査読員は匿名とし、最終的な掲載可否、指摘事項などは編集委員会の責任において決定の上、編集委員会名で著者に通知します。

## 2. 査読の方法

### 2. 1 評価

以下の観点に照らして、審査用論文を客観的かつ公平に評価してください。

- 1) 新規性：内容が既発表または既知のことから容易に導き得るものでないこと。研究の主題、内容、手法、視点に独創性があること。
- 2) 有用性：内容が歴史都市防災、文化遺産防災にかかわる分野の論文として価値があること。成果に研究上または実務上の価値があること、もしくは応用性、発展性が大きいこと。
- 3) 完成度：論文としての体裁が整っており、内容が簡潔、明瞭かつ平易に記述されていること。
- 4) 信頼度：内容に誤りがなく、論証に信用がおけるものであること。既往の研究との関係が明らかであること。

ただし、萌芽的研究、発展が期待できる研究、有意義な事例紹介的研究、有意義な論説・提言など、歴史都市防災、文化遺産防災にかかわる分野の学術の発展に寄与する内容がある論文については、若干の疑義や疑問点があっても、その価値について一定の評価をするように配慮してください。

### 2. 2 判定

査読員は、上記の評価項目に照らして以下の3段階の総合評価をおこなってください。

A：このまま載せてよい。

B：修正後、載せてよい。

C：載せるべきではない。

なお、再査読の制度はありません。

### 2. 3 修正意見

論文の内容に関する責任の一切は著者が負うべきものであることを念頭におき、下記の点に注意して修正意見を記載してください。

- ・新たな計算や実験を追加させることは極力避けてください。
- ・査読員の主観的な意見や好みを主張して論文の構成や表現を大幅に変えることを要求したり、査読員が著者と見解を異にする点について修正を要求したりすることは避けてください。
- ・査読員は、著者に対して研究や論文執筆を指導する立場ではないことに留意してください。添削ではありませんので、著者らの文章表現は尊重してください。ただし、明らかに査読員の意見、指摘によって論文の内容が向上すると思われる場合には、その点を記載していただいて構いません。
- ・査読員が総合評価を「C：載せるべきではない」とした場合においても、他の査読員による評価によっては編集委員会が掲載可と判定することがありますので、査読にともなって見出された疑義や不明な事項については修正意見を記載してください。